

栃木県地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、栃木県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、法第6条第2項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 協議会に、地域公共交通計画の作成及び実施に関し助言等を求める必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。
- 6 アドバイザーは、地域公共交通計画の作成及び実施に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、知事が選任する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(監査)

第4条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会には、特別委員を置くことができる。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員（第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員。以下この条において同じ。）は、会長が指名する。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長は、当該部会を総理し、当該部会を代表する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する

委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議において準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」、第2項及び前項中「委員」とあるのは「委員（第5条第2項の規定により特別委員を置く場合にあっては、委員及び特別委員）」と読み替えるものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 会長又は部会長は、必要があるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(経費)

第8条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金その他収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第9条 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監査委員の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、県土整備部交通政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、令和4（2022）年2月7日から施行する。

2 この規約の実施後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、令和7（2025）年3月31日までとする。